

令和6年度認知症高齢者見守りネットワーク事業 内容説明書

1 目的

本事業は、地域密着型介護サービス事業者が、認知症支援の専門性と特性を活かして認知症の人と家族を支える地域づくりのため、認知症高齢者の見守りネットワーク体制の構築を行うことを目的とする。

2 実施主体

市内の地域密着型介護サービス事業者の中から、取り組みいただける事業者に予算の範囲内で委託して実施する。

※同法人で同じ敷地や町内に地域密着型介護サービス事業所を複数箇所所有している場合は、一つとみなします。

3 事業内容（各事業の具体例は別紙参照）

- 【必須事業】 ① 認知症理解のための研修会、家族会、相談会等の開催
①～③は必ず実施してください。 ② 地域住民、地域組織、事業所等によるネットワーク会議の開催
③ SOSネットワーク体制の整備
- 【任意事業】 ④ 徘徊高齢者早期発見訓練の実施
⑤ その他必要と認める事業（地域交流事業等）
- 【加算事業】 ⑥ 認知症カフェの開催

4 事業費（委託料）

令和6年度

	必須のみ又は必須・任意事業	必須・加算事業
事業所（新規・継続）	100,000円（上限）	120,000円（上限）

【認められる経費（例）】 ※不明な点はお問合せください。

講師謝礼	・研修会の講師派遣（同法人内の講師は原則謝礼の対象にはなりません。） ・地域交流事業開催時の謝礼
食糧費	・会議開催時のお茶、家族会や地域交流事業での茶菓子 ・地域交流事業の材料費（食材）・カフェの材料費 ・カフェや催し等での軽食代（1開催につき1人800円以内）
消耗品費	・紙、コピー・印刷代、文具、事業を行うために必要な安価な物品 ※備品や備蓄のための購入は不可
通信運搬費	・会議周知のはがきや切手代 ・電話代（月額1,000円程度）
使用料及び賃借料	・研修会や交流会等を開催するための会場代 （同法人所有の会場の場合は対象になりません。）
保険料	・事業を開催するためのイベント保険
その他必要な経費	・事業をするにあたり必要と認められる経費 （計画書に具体的に記入してください）

【注意点】

- ・食糧費は委託料の半額までとしてください。（必須事業5万円以内、任意事業1万円以内）
- ・実績報告書提出時に、経費の領収書（コピー）を提出していただきます。
※領収書の但し書きと日付を御記入ください。領収書のないものは、経費として認めません。
- ・委託料加算事業（認知症カフェ）を行う場合、経費・領収書は必須・任意事業と分けてください。
※委託期間外の支払いは、経費として認められません。

5 実施期間

委託契約締結日から年度末までとする。